

1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務（※）に従事する場合は対象となります。

※ 従前と同一の業務での就労先が見つからない場合は、「従前と同一の業務に関する業務（技能実習で従事した職種・作業が属する「移行対象職種・作業一覧」の各表内の職種・作業（「7 その他」を除く。））」で就労することも可能です。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の業務で就労を希望する場合は在留資格変更を許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

※10月19日より、卒業の時期や有無を問わない取扱いに変わりました。

(注) 「短期滞在」や「特定活動（帰国困難・就労不可, 出国準備）」の在留資格で在留している元留学生の方も対象になります。

4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

※ 本邦での生計維持が困難であると認められる場合は、資格外活動（週28時間以内のアルバイト可）を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。

■地方出入国在留管理官署

札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目	TEL 011-261-7502 (代)
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20	TEL 022-256-6076 (代)
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30	TEL 0570-034259 (IP電話・海外から： 03-5796-7234)
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	TEL 0570-045259 (IP電話・海外から： 045-769-1729)
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18	TEL 052-559-2150 (代)
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53	TEL 06-4703-2100 (代)
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地	TEL 078-391-6377 (代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31	TEL 082-221-4411 (代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1	TEL 087-822-5852 (代)
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号	TEL 092-717-5420 (代)
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15	TEL 098-832-4185 (代)

■インフォメーションセンター

外国人在留総合 インフォメーションセンター	TEL 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から：03-5796-7112)
--------------------------	---